

学校いじめ防止基本方針

北海道函館商業高等学校（定時制課程）

令和 5 年 4 月策定

1 いじめ防止基本方針

現在のいじめは、以前とは異なり、単なる冷やかしからかい、暴力行為だけでなく、情報機器（携帯電話、スマートフォン、PC）などを利用した学校だけでは発見、対応できない困難な事案も増加してきている。また、いじめをきっかけに不登校や退学または自ら命を絶つような事案も見られる。このような中、いじめへの対応は学校として大きな課題となっている。

生徒が、いじめのない充実した学校生活を送れるよう、日常の指導体制を整え、未然防止を図り、早期発見、早期解決に努めるため、北海道函館商業高等学校定時制課程「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ

(1) 定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 内容

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) 要因

- ① いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭などを得たいという意識、被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) 解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ防止組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまで、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により、確認する。

(5) いじめの重大事態の定義と道教委への報告

- ① 定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ② 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。

- ・ 生徒が自殺を図る場合
- ・ 精神性の疾患を発症する場合
- ・ 身体に重大な障害を負う場合
- ・ 高額の商品を奪い取られる場合（犯罪行為）

- ③ 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合

- ④ 道教委への報告

- ・ 速やかに管理職から道教委へ報告する。
- ・ 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
- ・ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

3 いじめ防止委員会（学校いじめ防止組織）

（１） いじめ防止委員会構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

（２） 役割

- ① 定期的に学校いじめ防止方針を見直す（前後期の反省）
 - ・ 生徒、保護者、学校評議委員などからの意見（アンケート調査等）を参考にする
- ② 校内研修の企画・立案・運営（教務部、特別支援委員会との連携）
- ③ いじめ把握のためのアンケート結果の整理と分析
- ④ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ⑤ 要配慮生徒への支援方針の作成（特別支援委員会との連携）

（３） 年間計画

		月	行 事	教員活動			月	行 事	教員活動
前 期	4	上	全校集会		後 期	10	上	教育相談事前アンケート	
		中		ネットパトロール			中		ネットパトロール
		下					下		
	5	上	全校集会	生徒指導部だより①		11	上	第2回教育相談	いじめ防止委員会
		中	教育相談事前アンケート	ネットパトロール			中		ネットパトロール
		下	第1回いじめの把握のアンケート調査	いじめ防止委員会			下	第2回アンケート調査	第2回教育相談交流会
	6	上	第1回教育相談			12	上		
		中		ネットパトロール			中		ネットパトロール
		下	第1回いじめの把握のアンケート調査	第1回教育相談交流会			下	全校集会	生徒指導部だより④
	7	上				1	上		
		中		ネットパトロール			中	全校集会	ネットパトロール
		下	全校集会 心と体のチェックシート	生徒指導部だより②			下	心と体のチェックシート	
	8	上				2	上		
		中		ネットパトロール			中		ネットパトロール
		下	全校集会				下		
	9	上				3	上		いじめ防止委員会
		中		ネットパトロール			中		ネットパトロール
		下		生徒指導部だより③			下		生徒指導部だより⑤

4 いじめの防止と予防

教育活動全般を通して、生徒たちがそれぞれ居場所を見つけ、その中で主体的に活動に取り組む中で互いを認めあうことが重要である。また、授業の中でも生徒の主体的な取り組みを意識し、生徒全員が「わかる授業」を目指していくことが必要である。また、各種調査を通して生徒理解に努めていくこと重要である。

(1) 学習指導の充実

- ① 規範意識、帰属意識を高める集団作り
- ② 生徒に主体性を持たせる授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ① ホームルーム活動における人間関係づくり
- ② 各種行事の中での人間関係づくり

(3) 教育相談の充実

- ・ 面談の定期的実施

(4) 情報教育の充実

- ・ 商業科と連携して「情報モラル教育」の充実

(5) 各種調査の充実

- ① 生徒理解調査の活用
- ② 4年間の継続的な生徒の適応調査の実施

(6) 保護者、地域との連携

- ① ホームページで学校いじめ防止基本方針等を周知する
- ② 授業公開、行事公開、ホームページで教育活動の公開
- ③ 学校評議員会・PTA総会時に方針を説明しご意見をいただく

(7) 生徒からアンケート調査や保護者・地域住民からの思いを反映させ、学校いじめ防止基本方針を見直し改正する。

- ① 年2回(6月,11月)のアンケート調査の結果HPで公開する。
- ② 保護者との面談やPTA総会、学校評議委員会などで意見を求める。

5 いじめの早期発見

(1) 発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) サインの察知(学校生活全般)

(3) 家庭との連携

保護者と連携して、家庭での会話や行動から学校では見られない家庭でサインを見逃さないようにする。

(4) 定期的調査の実施

- ・ 6月か5月下旬、11月(いじめの把握のための調査)

(5) 情報共有

- ① 報告経路の明示、報告の徹底
- ② 学年会議、職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握(特に入学時)
- ④ 各教科担任間で授業の様子等を情報共有する

6 いじめの対処

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

- ・ 苦痛に共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守るという立場で支援する
- ・ 安全、安心を確保する
- ・ 人間関係の構築を図る
- ・ 今後の対策について、保護者も含め一緒に考える

② いじめている（いた）生徒への対応

- ・ いじめている（いた）ことの事実確認をする
- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 他人の痛みを知ることができるよう指導していく

(2) 周囲（関係集団）生徒への対応

① 周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する

- ・ 同室にいて見ている生徒は、加害者と同じであるという意識を持たせる
- ・ 自分の問題として考えさせる
- ・ 自己有用感が味わえる集団作りに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対しては、複数の教職員で対応し、絶対に許さない、全力で守り抜くという決意を伝え、誠意を持ち寄り添って対応にあたる

- ・ 継続的な指導を約束する
- ・ 苦痛に対して、理解する姿勢を貫く
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対しては、事実確認後すぐに面談を行い状況の説明を行う。その後、保護者も含め背景、経緯を分析し指導していく

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ 行動が変わるには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③ 保護者同士の対応については、教職員、関係機関の仲介の中でお互いに不信感のないよう解決を図る

- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との対応

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われることがあるときは、直ちに通報し適切な援助を求める。
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合がある

③ 福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活や環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットによるいじめの対処

(1) ネットいじめ

- ・ 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
- ・ 特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める
- ・ 掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する（犯罪行為）

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・ フィルタリングの推進
- ・ 保護者の見守り

② 情報教育の充実

- ・ 科目「情報」における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話（防犯）の実施生徒への対応

(3) ネットいじめへの対処

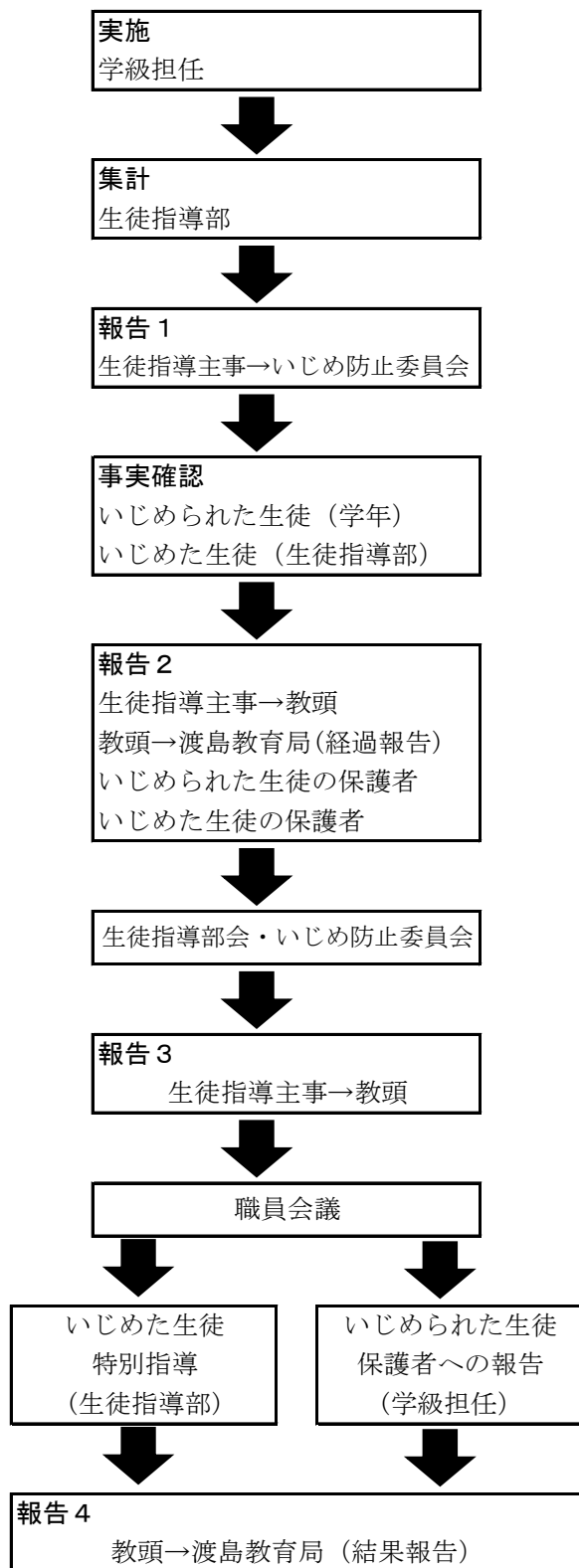
① ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

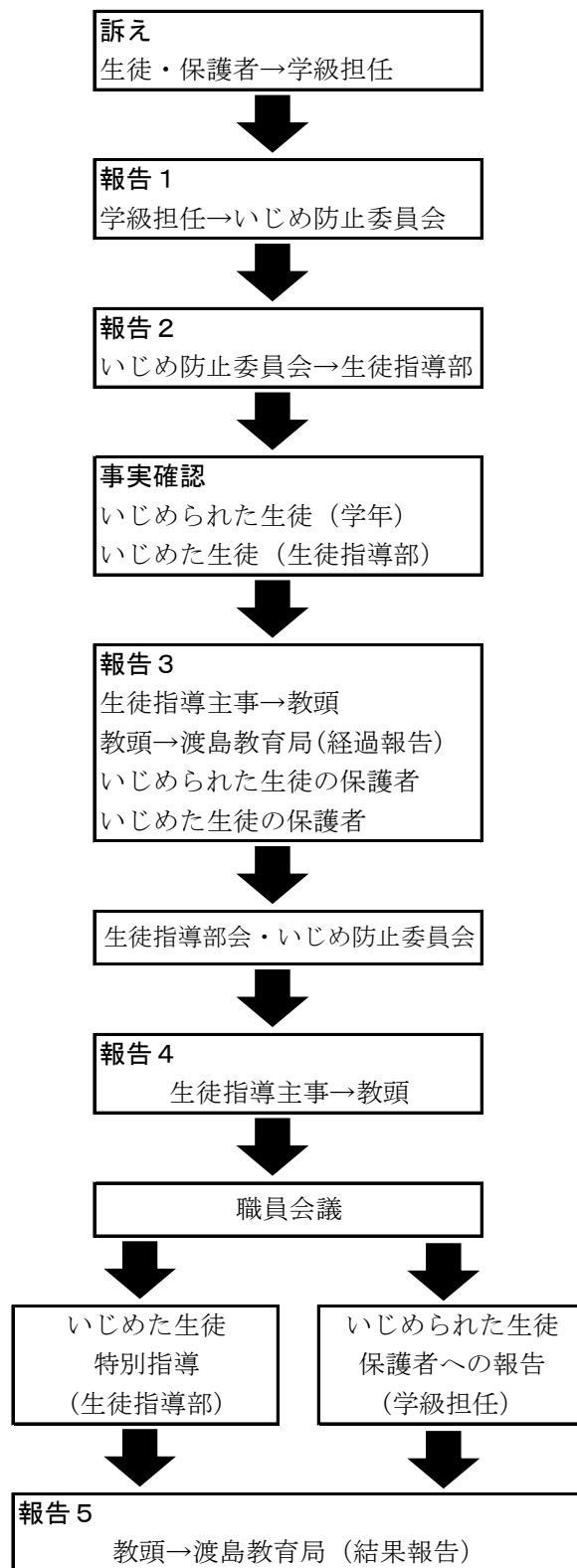
② 不当な書き込みへの対処

- ・ ネット上の書き込み等での誹謗中傷、個人情報流出によるいじめ行為については、学校生活の様子を見ているだけでは発見、解決は困難である。関係機関と連携し、早急に対応していくことが重要である。

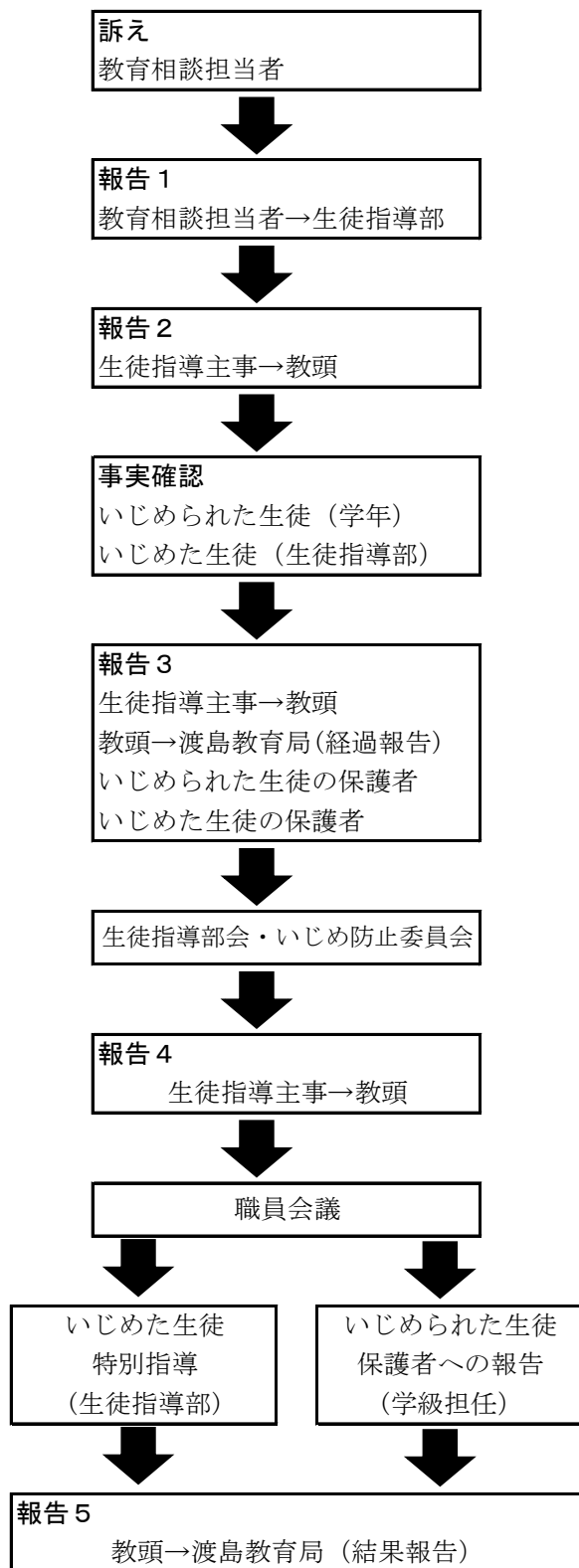
(1) アンケート調査で発覚



(2) 生徒・保護者からの訴えで発覚



(3) 教育相談で発覚



(4) ネット (パトロール) で発覚

